公　告　第　19　号
令和８年１０月６日

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第４４２会計隊長　橋野　真一

公　　告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

１　競争入札に付する事項
(1)　件　　名　　５号隊舎空調機取替
(2)　規　　格　　仕様書のとおり
(3)　納　　期　　令和８年１２月２５日
(4)　履 行　場 所　　陸上自衛隊与那国駐屯地

２　競争参加する者に必要な資格等に関する事項
(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和０７・０８・０９年度の全省庁統一資格において、「役務の提供等」で「Ｄ」以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（資格審査結果通知書（写し）を入札日前日までに提出すること。）
(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

３　適用する契約条項及び契約条項を示す場所
陸上自衛隊与那国駐屯地第４４２会計隊事務室及び
陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ
（https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/）

４　競争執行の場所及び日時
第４４２会計隊　入札室
令和８年１０月２１日（水）１０時０分

５　保証金
(1)　入札保証金：免　除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。
(2)　契約保証金：免　除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額中、未履行部分の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

６　落札決定方式
総品目の総額（消費税抜き）により決定するものとし、当方所定の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。
また、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加算した額をもって契約金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の消費税等相当額を除いた金額（税抜額）を入札書に記載すること。
なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

７　契約書作成の要否
落札決定後、遅滞なく作成する。なお、契約書は陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の様式に基づき作成し、以下の契約条項を適用するものとする。
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

８　入札の無効
(1)　本公告に示した競争参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
(2)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

９　その他
(1)　入札及び契約心得を了承の上、入札に参加すること。
(2)　郵便による入札は認める。ただし、電話、電報、ＦＡＸ等による入札は認めない。
また、郵便による入札は、入札日前日の１２時までに必着するように郵送すること。なお、郵送後郵送したことを電話にて連絡する。再度入札となった場合は別途連絡する。
併せて、当該郵便の表面に入札件名を記入すること。（例：○○ほか○件入札書在中　等）
(3)　入札に関する事項について委任を受け入札に参加する者は、入札前に委任状を提出すること。
(4)　最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等の提出を依頼する場合がある。また、この資料等の提出に応じない場合又はその内容の証明が不十分な場合は、その説明を求める場合があるため真摯に応じること。
なお、これらの積算資料等の提出・説明に応じなかった場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としないことがある。
(5)　公告掲示場所
第４４２会計隊（与那国）
の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ
（https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/）
(6)　仕様書の内容に疑義等がある者については、下記の規格の担当者に対し入札前までに問い合わせるものとする。
(7)　携行品：印鑑、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し、委任状（委任を受けた方のみ）
(8)　入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒９０７－１８０１
沖縄県八重山郡与那国町与那国３７６５－１
陸上自衛隊与那国駐屯地
第４４２会計隊　担当：有富
ＴＥＬ　０９８０－８７－３７７１（内線３４６）
ＦＡＸ　０９８０－８７－３７７９（直通）
(9)　品名・規格に関する問い合わせ先
与那国駐屯地業務隊管理科営繕班　　野尻技官：内線（４３９）

５号隊舎空調機取替

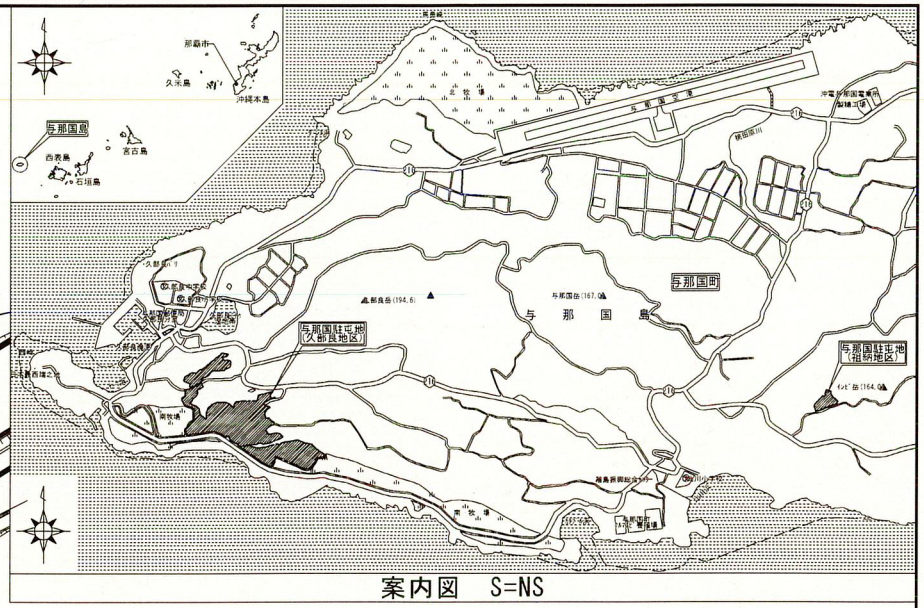
件　名	５号隊舎空調機取替				図面No.	1/4
図　名	表　紙				縮　尺	——
業務隊長	管理科長	電気係長	給排水係長		管財係	設計者
電子決裁による	電子決裁による	電子決裁による	電子決裁による		電子決裁による	電子決裁による
陸上自衛隊　与那国駐屯地業務隊					令和8年10月2日	

特 記 仕 様 書

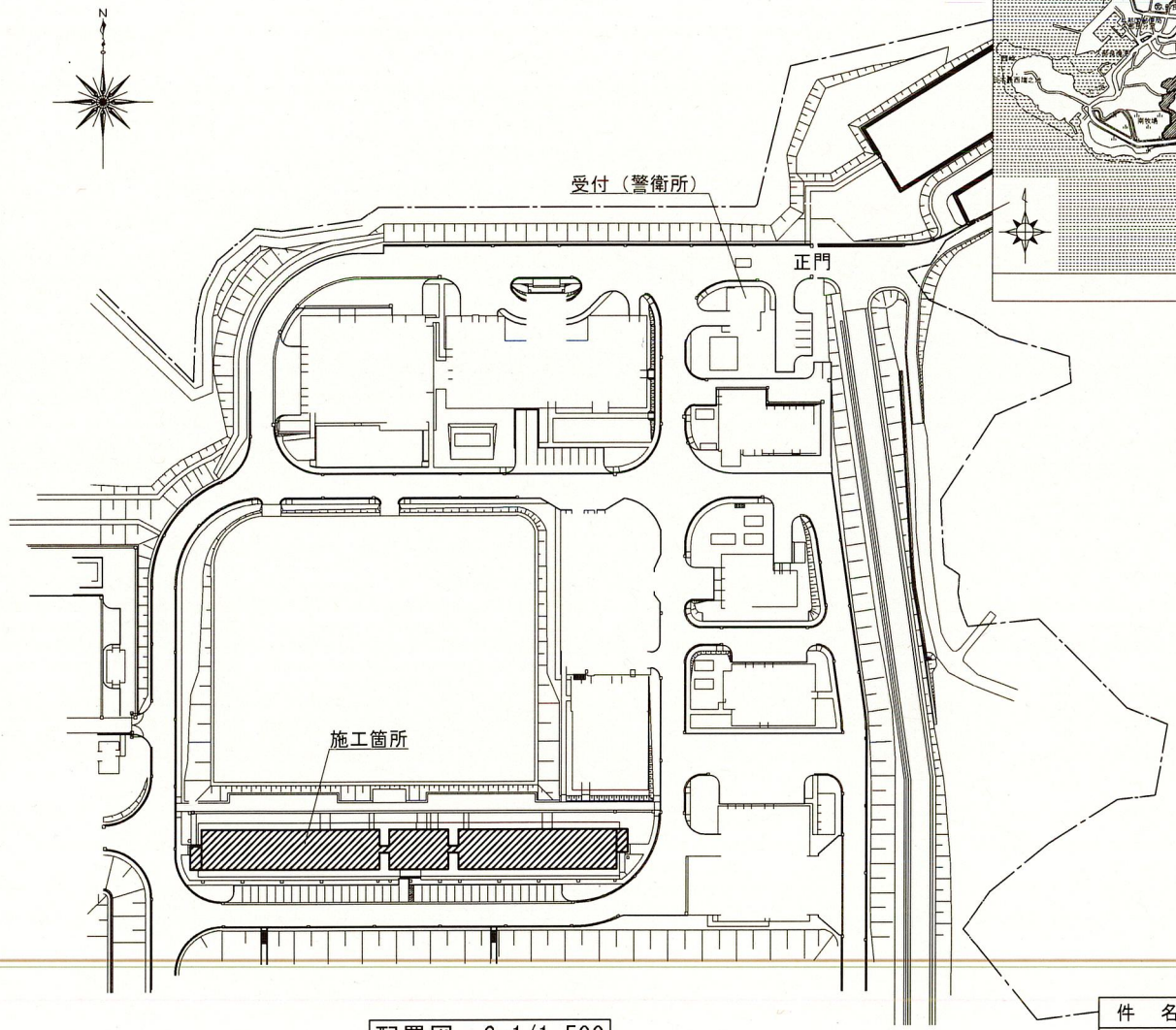
1　件　名　５号隊舎空調機取替
2　場　所　沖縄県八重山郡与那国町与那国３７６５－１　陸上自衛隊与那国駐屯地
3　概　要　室外機１台と配管の取替　　一式
4　一般事項
(1)　本工事の施工は、特記仕様書及び設計図書による他、次の基準及び関係諸規則の定めに従い確実に施工するものとする。
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編・電気設備工事編)」
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編・電気設備工事編)」
(2)　本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
(3)　本件に際し、仕様書に記載なき事項で取合い上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負者の責任において施工するものとする。
(4)　本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧するものとする。
(5)　本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
(6)　本件に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。
(7)　本件の写真は、施工前、施工中、施工後、主要な施工段階ごと、隠蔽箇所、完成検査状況、使用材料、発生材の搬入集積状況及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真台帳(Ａ４版)に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは工事完了後確実に破棄するものする。
(8)　本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
(9)　本件に使用する材料は再利用するものを除き、全て新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
(10)　本件で発生する発生材は、金属類については、監督官が指定した場所に搬入集積し、重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出する。その他の産業廃棄物は請負者の責任において全て場外へ搬出し、関係法令等に従い適正に処分するものとする。また、マニフェスト（Ｅ票）の写しを監督官に提出するものとする。
(11)　作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
(12)　本仕様書に記載されている寸法等は標準寸法であり、施工前に現地調査及び採寸を実施するものとする。
(13)　請負者は作業開始前に危険予知活動(ＫＹ・ＴＢＭ)を実施し、安全管理を徹底するものとする。
(14)　駐屯地への入出門、各施設への立ち入り及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則並びに監督官の指示に従うものとする。
(15)　提出書類
ア　請負者は、契約後速やかに次の書類を監督官へ提出するものとする。
施工計画書、施工体制台帳(建設業許可通知書の写しを含む。(下請負者共))、施工体系図、計画工程表、現場代理人等通知書、納入仕様書及びその他監督官が指示した書類
イ　請負者は、着工後速やかに着工届(２部)を監督官へ提出するものとする。
ウ　請負者は、監督官による資材検査を受検する際は、検査の前日までに工事材料搬入報告書を監督官へ提出するものとする。
エ　請負者は、完成検査実施前までに次の書類を監督官へ提出するものとする。なお、提出が遅れる書類については事前に監督官へ報告し、承諾を得るものとする。
完成届(２部)、実施工程表、工事写真、発生材報告書・調書、出荷証明書及びその他監督官が指示した書類

5　特記事項
(1)　電気設備工事
施工後は、絶縁抵抗測定等の試験を実施し試験結果報告書を提出するものとする。
(2)　機械設備工事
ア　既設機器撤去に伴い、冷媒ガスの回収及び処分を行うこととし回収証明書、破壊証明書等を提出するものとする。
イ　保温工事の種別は下記のとおりとする。
・冷媒管…E_2・イ・Ⅵ（ステンレス鋼板・グラスウール・t=30）
ウ　各機器を設置する際のクレーン車等は請負者で準備するものとする。機器据付の際、必要に応じ搬入経路の養生すること。
エ　図面4/4に機器の仕様を記載し、同等品以上可としている。室内機は既設流用とするため互換性のある室外機を選定すること。
オ　工事完了後、監督官立会いのもと据付機器の仕様に基づき機能点検を行い、正常に動作することを確認し試験結果成績書を提出するものとする。

件　名	５号隊舎空調機取替	図面No.	2/4
図　名	特 記 仕 様 書	縮　尺	——
陸上自衛隊　与那国駐屯地業務隊		令和8年10月2日	



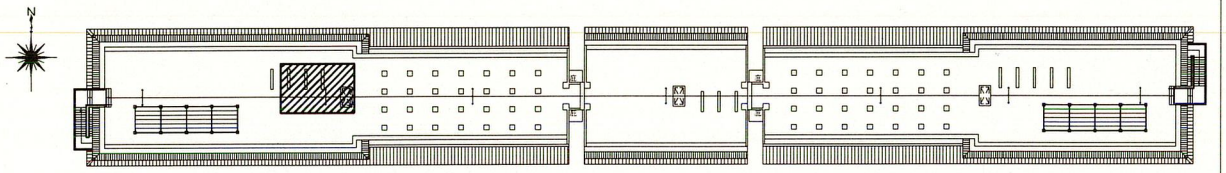
案内図　S=NS

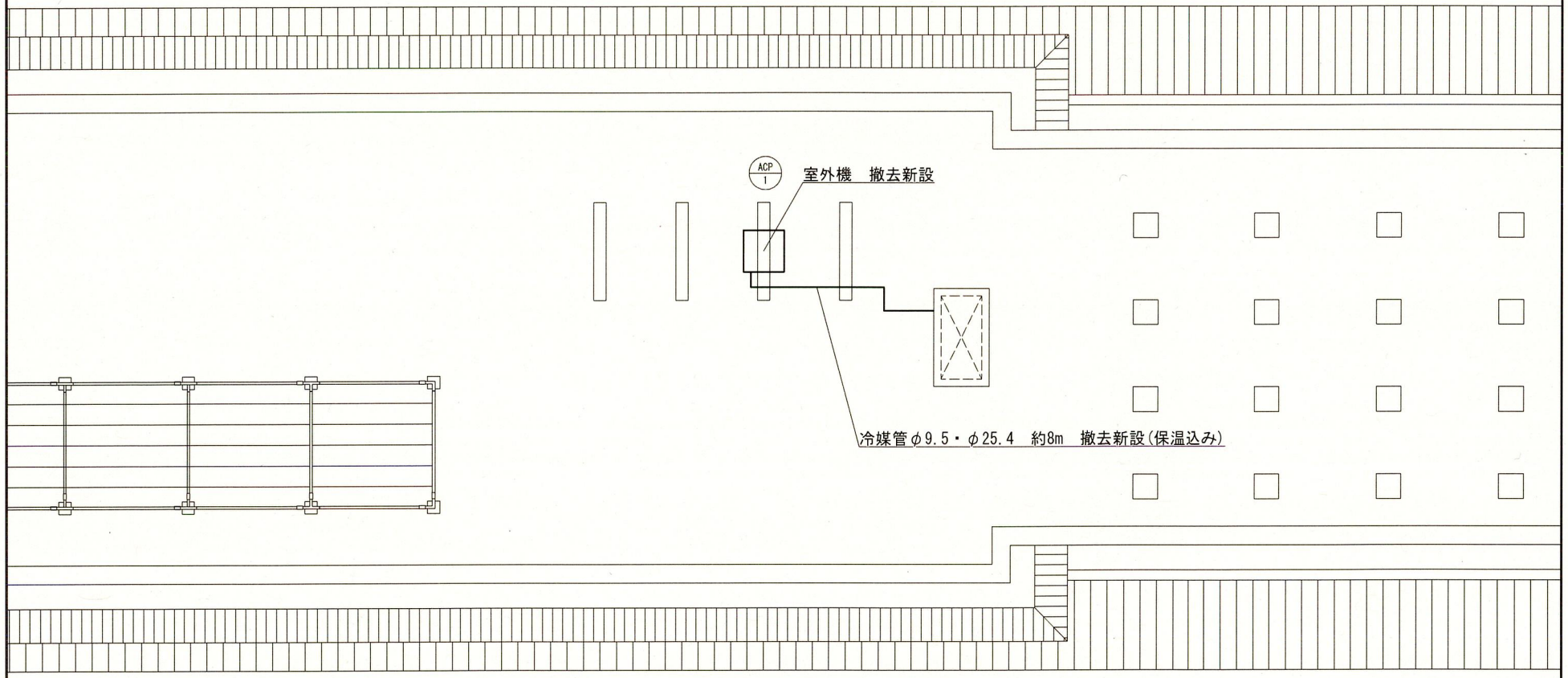


配置図　S=1/1,500

件　名	５号隊舎空調機取替	図面No.	3/4
図　名	案内図、配置図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊　与那国駐屯地業務隊		令和8年10月2日	

５号隊舎キープラン　S=1/600





５号隊舎R階平面図　S=1/600

【既設機器】

記　号	製　造　所	規　格　等
ACP-1	ダイキン工業	RXYP280D
		三相　200V
		冷媒　R410A 6.4kg
		製品質量　195kg
		耐重塩害仕様

【新設機器】

記　号	製　造　所	規　格　等
ACP-1	ダイキン工業	ROYP335FC
		三相　200V
		冷媒　R410A 16.9kg
		製品質量　234kg
		耐重塩害仕様

※同等品以上可

件　名	５号隊舎空調機取替	図面No.	4/4
図　名	平面図	縮　尺	図　示
陸上自衛隊　与那国駐屯地業務隊		令和8年10月2日	

入　札　書

金 額 ￥

件　　名	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額
５号隊舎空調機取替	仕様書のとおり	1	ST		
合　　計					
履行場所	陸上自衛隊与那国駐屯地	履行期限		令和８年１２月２５日	
入札（契約）保証金	免　　除	有効期間			

上記の通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和８年１０月２１日

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第４４２会計隊長　橋野　真一　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先

令和8年10月6日

業者各位

陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊　担当:有富

市場価格調査のご協力のお願いについて

お世話になっております。

下記契約案件について、入札（見積）に先立ち、市場価格調査を依頼します。

件　　名:　5号隊舎空調機取替

市場価格調査提出日:　令和8年10月19日

市場価格調査提出要領:　FAX又はメールにより回答
FAX　0980－87－3779（直通）
メール yonaguni-442fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

連絡事項: 上記の「市場価格調査提出日」までに、ご回答の程お願いいたします。
回答については別紙の「市場価格調査書」の単価及び金額欄に市場価格を記載するとともに、下部の会社名等記入欄に担当者氏名・連絡先とともに記載し回答をお願いします。
なお、記載する単価等は消費税等相当額については含まない（税抜）金額での記載をお願いします。

内訳書（様式随意）　につきましてもご提出下さい

また、メールにより回答を送付した際はお手数ですが、
下記電話番号へ、メールで送付した旨のご連絡をお願いいたします。

その他:　本依頼及び入札（見積）についてご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

〒907－1801
沖縄県八重山郡与那国町与那国3765－1
陸上自衛隊与那国駐屯地
第442会計隊　担当:有富
TEL　0980－87－3771（内線346）
FAX　0980－87－3779（直通）

市場価格調査書

金 額 ￥

件　　名	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額
５号隊舎空調機取替	仕様書のとおり	1	ST		
合　　計					
履行場所	陸上自衛隊与那国駐屯地	履行期限		令和８年１２月２５日	
入札（契約）保証金	免　　除	有効期間			

上記のとおり市場価格調査について回答します。

令和８年１０月１９日

分任契約担当官
陸上自衛隊与那国駐屯地
第４４２会計隊長　橋野　真一　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先